平成１７年度第２回
大阪市都市計画審議会
会　議　録

日　　時　　平成１７年９月６日（火）
　　午後１時
場　　所　　大阪市役所本庁舎　Ｐ１階共通会議室

平成１７年度第２回大阪市都市計画審議会会議録

○日　　時　　平成１７年９月６日（火）　午後１時開会

○場　　所　　大阪市役所本庁舎　Ｐ１階　共通会議室

○議　　題　　議第83号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」
議第84号「大阪都市計画市街地再開発事業の変更について」
議第85号「大阪都市計画高度利用地区の変更について」
議第86号「大阪都市計画道路の変更について」
議第87号「大阪都市計画駐車場の変更について」
議第88号「大阪都市計画地区計画の決定について」
議第89号「大阪都市計画地区計画の変更について」

○出席委員　　２２名（欠は欠席者）

会長	村橋正武	委員	高橋諄司
会長職務代理者	松澤俊雄	欠	杉田忠裕
委員	飯田恭敬		福島真治
	岡村　隆		美延映夫
	北村隆一	欠	山下喜一
欠	斉藤弥生		黒田當士
	志水英二		石井義憲
欠	土井幸平		辻　淳子
	中原茂樹		村尾しげ子
欠	鳴海邦碩		福山よしてる
欠	原田宗彦		永藪隆弘
	槇村久子		青江達夫
欠	増田　昇	欠	高田雄七郎
欠	村上正直		石川□爾
	盛岡　通		稲森　豊

○臨時委員　　１名　　正　木　啓　子（議第84号）

開会　午後１時０３分

○幹事（川田）　それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成17年度第２回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭に、恐れ入りますが本市では現在庁内における省エネルギーの活動に取り組んでいるところでございまして、エコスタイルを実施しているところでございますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

報道機関の方に申し上げます。審議中は写真撮影、録音、録画はできませんので、撮影等をされる場合はただいまの間にお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願い申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々の異動がございましたので、本日ご出席の委員の皆様を順にご紹介させていただきたいと思います。

まず、学識経験者の方でございますが、立命館大学理工学部教授で、本審議会会長の村橋委員でございます。

○村橋会長　村橋でございます。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　次に、大阪市立大学大学院経済学研究科教授で、本審議会会長職務代理者の松澤委員でございます。

○松澤委員　松澤でございます。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　京都大学名誉教授の飯田委員でございます。

○飯田委員　飯田です。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　財団法人大阪府都市整備推進センター理事長で、元大阪大学大学院工学研究科非常勤講師の岡村委員でございます。

○岡村委員　岡村でございます。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（川田）　京都大学大学院工学研究科教授の北村委員でございます。

○北村委員　北村でございます。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　宝塚造形芸術大学大学院教授の志水委員でございます。

○志水委員　志水でございます。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　大阪市立大学大学院法学研究科助教授の中原委員でございます。

○中原委員　中原でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（川田）　京都女子大学現代社会学部教授の槇村委員でございます。

○槇村委員　槇村でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（川田）　続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございますが、高橋委員でございます。

○高橋委員　高橋です。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　福島委員でございます。

○福島委員　福島です。よろしくお願いいたします。

○幹事（川田）　美延委員でございます。

○美延委員　美延でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（川田）　黒田委員でございます。

○黒田委員　黒田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○幹事（川田）　石井委員でございます。

○石井委員　石井でございます。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　辻委員でございます。

○辻委員　辻でございます。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　村尾委員でございます。

○村尾委員　村尾しげ子です。よろしくどうぞ。

○幹事（川田）　福山委員でございます。

○福山委員　福山でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（川田）　永藪委員でございます。

○永藪委員　永藪でございます。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（川田）　青江委員でございます。

○青江委員　青江でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（川田）　石川委員でございます。

○石川委員　石川でございます。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　稲森委員でございます。

○稲森委員　稲森です。どうかよろしく。

○幹事（川田）　なお、学識経験者の斉藤委員、土井委員、鳴海委員、原田委員、増田委員、村上委員及び市会議員の杉田委員、山下委員、高田委員につきましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。なお、盛岡委員におかれましては、出席でご連絡いただいておりますが、まだお越しいただいておりません。ご到着次第ご紹介させていただきます。

また、本日は臨時委員といたしまして、議第84号議案につきまして、大阪府建築都市部理事の正木啓子様にご出席いただいております。

○正木委員　どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（川田）　続きまして、新たな委員でのはじめての審議会でございますので、開催にあたりまして井越助役よりご挨拶申し上げます。

○井越助役　皆様、こんにちは。大阪市助役の井越でございます。大阪市都市計画審議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、平素から大阪市政の各方面にわたり格別のご尽力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

我が国では、「都市の再生」が重要な政策課題となっており、本市におきましても「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」をはじめとする４地域が国において「都市再生緊急整備地域」に指定され、民間開発を促進する規制緩和も行われております。とりわけ大阪駅北地区のまちづくりは、昨年12月にご審議を賜りました先行開発区域での土地区画整理事業、道路、広場の都市基盤施設に関する土地区画整理事業の事業計画がこの６月に国土交通大臣の認可を受けるなど、着実に進展を見ております。

こうした都市再生をはじめ、本市全域にわたるまちづくりを進めるうえで、社会経済環境の変化に的確に対応し、適宜、用途地域などの地域地区、道路・公園などの都市施設、土地区画整理事業・市街地再開発事業などの市街地開発事業、地区計画等の都市計画を定めていくことが必要で、本審議会の果たす役割もますます重要になっていると存じます。

委員の皆様には、計画の総合性はもとより、個々具体的な内容について、どうか忌憚のない活発なご意見をいただき、ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○幹事（川田）　ありがとうございました。委員の皆様には大変恐縮でございますが、井

越助役は別途公務のため、この場を退席させていただきたいと思います。どうかご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の要綱第７条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事３人を置いておりますので、順に紹介させていただきます。

計画調整局長の箕田幹事でございます。

○幹事（箕田）　箕田でございます。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（川田）　同じく計画調整局計画部長の北村幹事でございます。

○幹事（北村）　北村でございます。どうぞよろしくお願いします。

○幹事（川田）　それと、私、都市計画課長の川田でございます。この３人が幹事をいたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、それから説明資料といたしまして、条例、規程などを収めました「大阪市都市計画審議会関係資料集」、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」、また、本日ご審議いただきます予定の議案書等といたしまして、議第83号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」、「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更に対する意見書の要旨」、次の４つの案件は関連案件として１冊の議案書にまとめてございますが、議第84号「大阪都市計画市街地再開発事業の変更について」、議第85号「大阪都市計画高度利用地区の変更について」、議第86号「大阪都市計画道路の変更について」、議第87号「大阪都市計画駐車場の変更について」、それと「大阪都市計画市街地再開発事業の変更」、「大阪都市計画高度利用地区の変更、大阪都市計画道路の変更及び大阪都市計画駐車場の変更に対する意見書の要旨」、それから議第88号「大阪都市計画地区計画の決定について」、それから議第89号「大阪都市計画地区計画の変更について」、以上の10点でございます。

また、ご参考といたしまして、大阪市の都市計画の図面類等を掲載いたしております「大阪市の都市計画」というパンフレットを置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。そろっておりますでしょうか。

それでは、本日は、新たに委員となられました方が約半数おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会及び都市計画決定権限につきまして、私からご説明をさせていただきたいと思います。都市計画審議会及び都市計画決定権限につきましては、参考としてお手元に配付させていただいております説明資料「都市計画審議会及び都市計

画決定権限について」をご覧いただきたいと思います。

現行の都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては、都市計画審議会を必ず置くということになってございます。これによりまして、本市では平成12年４月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足しております。

次に、大阪市の都市計画決定権限についてでございますが、資料２ページの「都市計画決定権限一覧表」をご覧ください。二重線で囲んでおります「指定都市決定」欄及び「市町村決定」欄に丸印のあるものが、大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市が決定できる内容となってございます。具体的に申し上げますと、大阪市道や大阪府道などのいわゆる街路、都市高速鉄道などの都市基盤施設、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備事業、用途地域などの地域地区など、都市計画決定権限のかなりの部分が大阪市に属しております。

次に、都市計画決定の手続の流れについてでございますが、３ページに記載をしております。基本的な流れといたしましては、都市計画案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受付を経た後、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認を得た上で、（２）の指定都市が定めることとなる都市計画につきましては、国土交通大臣の同意が必要とされております。（３）の市町村が定める都市計画につきましては、大阪府知事の同意のもとに都市計画として決定あるいは変更することとなります。

また、ただいま説明いたしました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令により、それぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございます。それらにつきましては、案件としてご審議をお願いする際にご説明してまいりたいと考えております。

今後とも、委員の皆様方には大変お忙しいこととは存じますが、何卒よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして議題に入らせていただきます。

本日の審議会につきましては、第84号議案につきまして、臨時委員を含めまして31人中21人の委員の方々が、それから、そのほかの議案につきましては30人中20人の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第６条第２項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、報道機関の方も、この時間をもちまして写真撮影、録画、録音を終了していただきますようお願い申し上げます。

それでは、村橋会長、よろしくお願いいたします。

○村橋会長　本審議会の会長を務めております村橋でございます。委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙中のところご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、審議に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程の第８条の規定によりまして、高橋委員と岡村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、会議が円滑に進行しますように、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、早速議案の審議に入らせていただきます。

本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました、議第83号「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」、議第84号「大阪都市計画市街地再開発事業の変更について」、議第85号「大阪都市計画高度利用地区の変更について」、議第86号「大阪都市計画道路の変更について」、議第87号「大阪都市計画駐車場の変更について」、議第88号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第89号「大阪都市計画地区計画の変更について」の以上７議案でございます。

それでは、まず議第83号議案につきまして、その内容について幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（北村）　計画調整局で計画部長を務めております北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第83号の「大阪都市計画公園及び大阪都市計画緑地の変更について」ご説明を申し上げます。お手元の「議第83号」と記載されております議案書並びに前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、福島区野田地区における公園・緑地の配置計画を見直し、都市計画公園２・２・ 321号兼平公園、都市計画緑地第８号野田緑地を廃止し、都市計画公園２・２・321号野田公園の追加を行おうとするものでございます。

まず、議案書の７ページをお開けください。そこに説明図がございますけれども、黄色の凡例でお示しをしている区域が、今回廃止をしようとしております兼平公園と野田緑地でございます。

また、議案書の９ページに別の説明図をご用意しておりますけれども、その説明図の中で、赤の凡例でお示しをしている区域が、今回追加をしようとしております野田公園

でございます。

この野田緑地につきましては、平成６年12月に中央卸売市場への鉄道の引込み線跡地の一部を用いまして、レクリエーション、憩いの場としての機能や、工場と住宅地との間の緩衝機能等、良好な市街地環境を確保するための都市計画緑地として都市計画決定をし、整備を行ったものでございます。

今回、この地域におけます公園機能の強化と、その効果の早期発現のために、野田緑地を一旦廃止をいたしますとともに、野田緑地から中央卸売市場につながる部分を新たに追加し、これまで緑地であった部分とあわせて、一体として野田公園として都市計画決定しようとするものでございます。

一方、兼平公園につきましては、現在のところ全区域において用地の取得に至っておらず未整備の状況にございますが、今回野田公園の都市計画決定に伴い、兼平公園の機能がほぼ同じ場所に確保されること、また公園の地域における均衡ある配置を図る観点から、廃止をしようとするものでございます。

なお、公園の面積につきましては、兼平公園が約0.37ヘクタール、野田緑地が約 0.2ヘクタール、合計約0.57ヘクタールが廃止され、そのかわりに野田公園として約0.41ヘクタールを追加することとなります。

この変更によりまして、公園の面積は減少いたしますけれども、野田公園と中央卸売市場との連続性が確保されるなど、この地域におけます、公園としての機能が向上し、地域住民の快適なレクリエーションと憩いの場を提供するなど、地域住民にとってもより望ましいものになるものと考えておるところでございます。

変更案の説明につきましては以上でございますが、本変更案につきまして、７月29日から８月12日までの２週間縦覧を行いましたところ、地権者の方から意見書の提出が１件ございました。意見書の要旨と意見に対する本市の見解をご説明申し上げます。

お手元に別冊でご用意いたしております意見書の要旨をご覧ください。

意見の大意といたしましては、「平成12年から大阪市と話し合いを行い、兼平公園の都市計画の変更や事業化の目途などについて説明を受けてきたが、説明が変わり、今回の都市計画については疑問もあることから、反対である。」という趣旨のものでございます。

その内容を大別いたしますと、都市計画の変更理由に関するもの、都市計画の手続の進め方に関するもの、現在の都市計画決定の有効性に関するもの、公園の形状に関する

もの、その他の５点でございます。

まず１点目の、「都市計画の変更理由に関するもの」についてでございますが、「平成12年に大阪市に対して公園の廃止を申し込んだが、緑地と公園は違うので変更はできないと説明した。現在は、周辺の人口が増加しているのに、公園の廃止ができるのか。」という趣旨のことでございます。これにつきましては、先ほども述べさせていただきましたように、今回新たに野田公園を都市計画決定することにより、この地域におけます公園の機能が強化されることから、良好な市街地環境の整備に資するものであると考えており、兼平公園については、ほぼ同じ位置に公園の機能が代替されることになったことにより、廃止するものでございます。

２点目の、「都市計画の手続の進め方に関するもの」につきましては、「地権者、地域住民に説明なく、一方的に手続を進めてきたのではないか。」ということでございます。計画の変更に関する説明につきましては、意見書提出の方に対しまして、平成17年１月以降、都市計画の見直しについて検討していることを説明しており、都市計画案の縦覧前には今回の変更案の説明も行っております。また、地元や意見書提出者以外の地権者７人と３法人に対しましても、都市計画案の縦覧にあわせ説明を行い、理解を得て、都市計画の変更の手続を進めてまいったところでございます。

３点目の、「現在の都市計画決定の有効性に関するもの」につきましては、「都市計画決定の書類が無いのであるなら、都市計画が有効かどうか疑問である。」ということでございます。兼平公園につきましては、過去５回都市計画決定並びに変更が行われております。当初の決定は、昭和14年７月に行われており、その後昭和22年１月に戦災復興を機として本市の健全な復興建設を図るため、それまでの既定の都市計画公園を廃止し、新たな都市計画公園として決定をいたしております。さらに、昭和27年１月には、既決定が戦後の混乱なる社会情勢下において決定されたものであることから、復興事業の早急な完遂を図るため、再検討の結果、既定計画を廃止、再度都市計画の決定が行われております。その後、昭和29年３月、昭和49年12月に公園番号の変更が行われております。これらの決定並びに変更に際しましては、公報に告示が行われるなど、必要な手続を経て行われているところでございます。

４点目の、「公園の形状に関するもの」につきましては、「野田緑地が公園になると、公園を縦断する道路は６本もあり、車が走っており非常に危険である。」ということでございます。今回、都市計画をしようといたしております野田公園の区域には７本の道路

が横断をいたしております。このうち、幅員約15メートルの市道川口西九条線につきましては、歩道や信号機が設置をされており、安全性の確保は図られておるものと考えているところでございます。また、この川口西九条線以外の横断道路は幅員が４～６メートル程度の生活道路となっております。現在、緑地として開設をいたしております区域では、車止めを設置するなどして安全性の確保に努めており、今後整備をする拡張区域におきましても、同様に安全性の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

５点目につきましては、その他ということでございますけれども、「福島区内の他地域において、平成14年３月に土地の先行取得が行われているが、その土地に関しては予算要求もされておらず、公園も開設されておらず、計画図も無い。」ということでございます。この点は、今回の都市計画と直接関連するものではございませんが、本市では、公共事業の円滑な推進を図り、計画的なまちづくりを推進するために必要な用地で、まとまりのある土地を先行的に取得しておく必要がある場合には、用地先行取得制度を活用して、あらかじめまとまりのある土地を取得いたしております。意見書で述べられております福島区内の公園予定地につきましても、このような趣旨に基づいて先行取得したものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長　ただいまの議案につきまして、これから審議に入るわけでありますが、都市計画案の縦覧の際に、意見書の提出をされた方が１名おられます。審議会あてに意見陳述の申入れ書が出てきております。つきましては、審議会運営規程第９条第３項に基づき、この方の意見陳述を５分以内で非公開で認めたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長　それでは、今述べましたとおり意見陳述を認めてまいりたいと思いますので、そのように取り扱いますよう、陳述希望者に事務局の方からお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○幹事（川田）　では、これより陳述の手続を開始したいと思います。

傍聴の皆様方、報道機関等の皆様方につきましては、非公開による意見陳述でございますので、大変お手数ではございますが、事務局の方で案内いたしますので、一旦ご退室願います。

ただいま盛岡先生にお越しいただいてますので、ご紹介申し上げます。大阪大学大学

院工学研究科教授の盛岡委員でございます。

（意見陳述）

○幹事（川田）　それでは、傍聴、報道の方も席に戻られましたので、引き続き会議を進めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

○村橋会長　それでは、議第83号議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○石川委員　共産党の市会議員の石川といいます。

今、幹事の北村さんから説明があったのですが、簡潔にお聞きします。

まず、意見陳述の中に出てきます、平成12年に廃止の要望があったという記述があります。これは事実として認定しておられるのかどうか。それから、改廃、変更の理由に、最後に昭和29年と昭和49年に公園番号の変更が行われて、必要な手続を経て今日に至ってるとこうおっしゃった。そして、公園の整備が進んできて、今こういう変更をしても市民にとってはよい話になってるんだと、こういう感じのご説明がありました。その、今言いましたこの事実は確認してもらえますか。

○村橋会長　ただいまの質問につきまして説明を求めます。

○説明者（田中）　お答えさせていただきます。ゆとりとみどり振興局公園企画課長の田中でございます。

まず私の方で、平成12年の廃止の要求があったかどうかということでございますけれども、これは意見陳述者の方から廃止の要求はございました。

○石川委員　もう一つは。公園に関して、49年に番号変更して……

○説明者（田中）　それは、また次の方でございます。

○幹事（川田）　都市計画につきましては、先ほど幹事の方から説明がございましたが、昭和14年に当初の都市計画決定を行ってございます。その後、22年に既定の都市計画の公園を廃止しまして、新たな都市計画公園を決定していると。その後、戦災復興の早急な完遂を図るため、再検討を行いまして、昭和27年に既定計画をもう一度廃止して、新たな都市計画を行っていると。その後、今委員がおっしゃられた昭和29年、49年と公園の番号を変更しているということでございます。

その内容に関しては、今回の都市計画のご説明にあたりましては、先ほど申し上げましたように、今年の１月より地権者の方にも見直しのご説明もさせていただいておりま

すし、縦覧にあわせて他の地権者の方々にもご説明しておりまして、ご理解をいただいていると考えております。

○石川委員　今２つのことを聞いたんで、簡潔に答えてほしいんですよ。49年以来今の公園は番号が新たにつけられて、そのまま今日に至ってるんですよ。12年に変更してほしいと本人が申し入れた事実は隠しようがないんですよ。それを否定したんですよ。できないって。それから事始まってる。これは意見陳述の中ではっきりしてるんですよ。ですから、当局が説明した、今は周辺に公園が整備をされて、地域に人達にとっては、今こういう変更をしても支障はないんだという説明は、49年の時点で既にできてるんです。あなた方は詳細をはっきり言われないけれども、周辺に公園できました。確かにできてるんですよ。大野町公園が49年12月に 1,200平米で開設されてます。大野東公園も昭和48年12月に 1,400平米で開設されてます。地域に公園が増えているのは事実です。何もそのこと問題にしてるんじゃないんです。それならそれで言いなさい。だったら、49年以降は今の状態のままで来たんだから、何で今変更せんと、12年に陳述人はじめ地権者から公園を変更してほしいということを言われたときに、なぜそうしなかったの。その説明がないじゃないですか。説明しなさい。

○説明者（田中）　公園企画課長の田中でございます。

平成12年に意見陳述者の方から計画変更の申し入れを受けました。この時点では、昭和49年に、先生ご指摘のように２公園、この公園が開設されておりました。それで、平成12年の時点では、周辺の土地利用がまだまだ、この野田緑地という公園の機能が必要な状態でございました。その後、周辺の土地利用の変化によりまして、都市緑地が持っております緩衝的な、影響を和らげる機能の必要性が薄くなってきております。そういうことから、現在は都市緑地という機能の必要性が少なくなってきておりまして、逆に公園的な機能が必要だということから、今回野田緑地という都市緑地から野田公園という公園に変更しようというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川委員　公園の面積は全体として、報告であったとおり減るんですよ。減るということは非常に重大なことですし、こうした都市計画決定されてるものを、こういうふうな変更したことは、これまでの大阪市の都市計画審議会はもちろんですが、府の都計審でも過去に例がない決定ですよ。例がないことをあなたは議案として出してるんですよ。そこが一つ大きな問題なんですよ。しかも、経過ははっきりしてるんです。あなた方は地域の人たちに十分説明してきたと口では言うが、実際あなた方の説明というのは、こ

ういうインチキなことを平気で言う。

今日の説明の中であったことで一つ言うときます。緑地には問題があると、道路が６本通ってると。こんな危ないこといいのか、こういう陳述者の意見に対して、今皆さんがお聞きになったとおり、説明で、15メートル幅の川口西九条線については、ちゃんと安全対策をやられていると。その他の６本については、４メートルから６メートル程度の生活道路ですと、こういう説明するんですよ。６メートルの幅あったら市バス通るんですよ。運行上可能なんです、６メートル幅があったら。赤バスだけじゃないですよ。普通の路線バスが通れる幅員の最低なんですよ。大型の自動車が通るということなんですよ、これは。許可してるかしてないか別ですよ。そういうことを平気で言い繕ってごまかそうとする姿勢があなた方にあるんです。あなたこの間に住民の皆さん、地権者の皆さん方に迷惑をかけたという認識は一つも出てない。迷惑かけてないんですか。どうですか。はっきりしてください。

○説明者（田中）　公園企画課長の田中でございます。

線的な公園でございますので、やはり道路と交差するところは当然出てきてまいります。そのことにつきましては、15メートル幅の道路とは若干性格を異にしておりますし、いろんな安全上の措置を加えさせていただきまして、公園の機能、安全性は確保できるものだというふうに考えております。

それと、私どもは公園整備事業を担当しておりますが、こういうまちづくりは、周辺の土地利用だとかいろんな変化がしてございます。いろいろ進展してございますので、それにあわせた形で公園事業を適正に執行していきたいというふうに考えておりまして、そこら辺のことにつきまして、周辺の地権者の皆様にご理解をもらえるように十分説明してまいってきたというつもりでおりますし、不足のようでしたら、今後も周辺の地権者に十分理解していただくように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○石川委員　全く不誠実な対応と思いますよ。といいますのは、議会の方には、この意見陳述人の方が陳情書を出されたことがあるんです。この陳情書をめぐって、文教経済委員会で11月５日に質疑がありました。その質疑の到達点、最終的にゆとりとみどりの中村局長はどう言ったか。「やはり十分その意が通じなかったり誤解を生じたりというふうなことがあった」と。謝罪してるんですよ、事実上。そしてその後、今後は誠実に対応してまいると、こういう形の答弁になってるんです。あなたの今の説明は、何の謝罪も

ないじゃない。局長が議会できちっととった謝罪の態度をはっきりしなさいよ。謝罪しないのか。態度が違うじゃないの。はっきりしなさい。

○説明者（田中）　公園企画課長の田中でございます。

平成16年11月の文教経済委員会におきまして、中村局長が誠意ある対応をしてまいりたいというふうに答えております。そういうことで、私共の方も鋭意検討を行いまして、誠意ある対応をしたいということで、鋭意検討を行いまして、平成17年２月の文教経済委員会では、17年度中にいろいろ問題のある長期未整備の公園についての都市計画変更に向けて取り組むことを表明したわけでございます。そして、その検討の結果が本日の都市計画の変更の案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川委員　謝罪の気持ちが全然伝わりませんね。この問題は、議会の中でも何回も問題になってるんですよ。都市計画の縛りにかけられて、自分の、私の土地がいわば塩漬けになって、売ることもできない、建物も建てられない、こんなんで苦労してる人は全国にいっぱいいるわけですよ。大阪市外にもたくさんいるんですよ。だから、議会では何度も問題になってるんですよ。それで、公園を廃止をして、計画の枠から外してくれるということは、今回この議案がここの審議会でよしとされて、つまり計画を変更されますと、これはたくさんの地権者の方が、それならうちもしてほしいと、こういうふうになるような大問題なんですよ。経過があってこうなってるんだったら、特殊な経過があるんであれば、その特殊性をきちっと説明しなかったら、市民納得しませんよ。そのことを言ってるんですよ。

あなた方は経過があって謝罪もするという態度をとるんなら、何が間違っててこんなことになったのか、はっきりさせないかんですよ。ここのところの反省が浅いから、同じようなことまたやりかねないという心配があるんで私は言ってるんです。これは、地権者は納得してないと私は思います。経過を見て。あなた方は今の説明で、そして今日までの経過で、きょう意見陳述をなさったこの方を含めて、この案件について、我々が決定した後市民が納得してもらえると、これはこれでやむを得なかったんだと、そういうふうに市民が納得してもらえると思ってますか。どうでしょうか。

○幹事（川田）　るる都市計画の見直しも含めて委員からご指摘あったんですが、都市計画、基本的には健康で文化的な都市生活、あるいはその機能的な都市活動を確保していく、そういったために適正な制限をかけて、土地の合理的な利用を図っていく、そういうことが基本理念でございます。そういった観点から、一般的に都市計画施設について

は、整備にも相当な長期間を要しますので、一定の継続性を持って計画を進めているということは事実でございます。我々もそうやって進めてきたところでございます。

ただ、その一方都市計画変更については、社会経済情勢の変化に応じて、都市のそのときどきの将来の見直しに対応した配置計画を見直していくということが必要でございまして、今回の公園につきましては、都市計画変更が公園の適正配置によってより有効となって、公園としての機能を確保していくということであれば変更していく必要があろうかと考えております。

先ほど説明にもございましたが、この公園につきましては、周辺の土地利用の変化でありますとか周辺の公園の整備状況、あるいは公園が果たしている役割、地域のニーズなどを総合して勘案して進めてございまして、今回都市計画変更によって追加します中央卸売市場への引込み線跡地、これについては平成14年までは中央卸売市場の仮設店舗用地として使われていたものでございますが、その土地が活用できるといったこともございます。それと、地域からの公園整備、多目的な公園整備といった要望も出されております。そういったことも勘案しまして、今回エリアを追加して、既成の野田緑地と一体的に公園として整備することによって、地域の街区の公園としての機能が十分発揮できるという判断をしまして、今回都市計画変更をするものでございますので、よろしくお願いいたします。

○石川委員　全く答弁になってないんです。納得してもらってるか、納得してもらったと思ってるかと聞いてるんですよ。納得してないの歴然としてるやないの。あなた方の説明は説明になってないんです。局長は、部下がわざわざ本人のところに会いに行って、来年予算つけますからよろしくと言い、翌年も、また今年も頑張りますからと言い、２回も言い切ったとおっしゃった。そういう経過があったわけですから、局長は誤解を生じてしまったということがあったと思う、こう言ってるんですよ。だから、そういうものはそういうものとして、局長見解を外して、こんなところでまた後退して、私はやることやってますみたいなこと言ってもらったら困るんだ、実際。

私たちは何もこのことを、特殊な問題であればあったで納得して態度表明したいですよ。こんな問題全国にいっぱいある。今日ここでやって、もし計画決定外して決定するということが通ったら、今後こういう問題というのは起こり得るということですよ。今までは市民に対しても誰に対しても、一旦都市計画の決定をしたら変更できませんって、ずっと一般論説明してきてるやないの。公園の廃止なんて例がないと私は言い切り

ましたが、事実と違いますか。今後こういうことは起こり得ますか。もう一遍最後確認したい。１点。

○幹事（川田）　少し繰り返しになるかと思いますが、都市計画については、最終的にはやはり健康で文化的な都市生活を営んでいくと、そういった面で、長期的な観点から土地のある程度適正な制約もかけつつ、合理的な土地利用を促していく。そういった観点でございますので、むやみやたらに計画を変更するということは断じてないと考えておりますが、やはり都市環境をめぐる、あるいは社会経済環境の変化によりまして、見直すことによってより将来の都市像が達成できるといった観点を視野に持ちつつ、やはり柔軟な対応というのも必要になってこようかと思います。

○石川委員　時間がお互いに限られてる事態のもとでこの委員会やってるんですよ。ですから、多くのことは言いませんけど、この計画変更というのは、今日のこういう審議の場を通じて、本来、今までそれこそ金縛りみたいにしてたことを柔軟に対応せないかんというところに来てるという、そういう態度表明として聞いておきます。国に対して全体的な見直しを要望していきたいという意思表示はありました。けど、それを含めて、やっぱり現実に計画決定に縛られている地権者たちに、幾らかでも権利を擁護しようといいますか、何らかの措置を具体的に国に求めていく、そういう態度が大阪市には求められていると思います。そういうことを検討して、国に要望すべきだということを要望しておきます。

もう一つ、今日はたまたまですが台風14号日本襲ってきましたね。アメリカでハリケーンが大変な被害を出して、空前の被害者が出る大事件になろうとしている。こんな映像を私たち見てまして、あのアメリカのルイジアナでしたか、あのまちの湖と海でしたか、川でしたか、あれを囲っている防波堤が何カ所か崩れて都市部に水が流入している。あの防波堤の画面を見て、僕は土木の建築家や専門家でも何でもないけど、あんなちゃちなもんという感じ受けましたよ。大阪市の水門大丈夫かって誰でも思いますよ。

都市計画審議会なんてこういうところは、本来、あなたが繰り返しおっしゃった健康で文化的な市民の暮らしを保障する、福祉の向上のために市の行政やってるんですよ。大阪市の水門大丈夫かということを具体的に、本当に心臓が凍るような思いで見ましたよ、あの画面を。都市計画の全体を市民の生活や福祉守るという立場できちっと貫いて、その方針貫くんだったら、市民の立場に立つということ貫くんだったら、多少の矛盾があってもこの都市計画というのは前向いて行くんです。

ところが、今日の議案見てごらんなさい。幾つの議案の中に、大企業の立ち回りにあわせて計画変更しようというような案件が出てるでしょうが。こんなことしてたら、市民本意だと言わない、こういう案件が出てくると。これでは大阪市の防災計画確かかいなと思うんですよ。今は14号どんな被害出てくるか知りませんけれども、市民生活を守るという観点から、防災計画は絶対急いで見直しをせないかんということ、このことを強く思います。計画のそれこそ大もとから切り替えるような大きな作業になりますけれども、とりかかってもらいたい、そのことを要望して私の質疑を終わっておきます。

○村橋会長　他にご意見、ご質問ございませんか。

○槇村委員　私の方は、都市の中におけるオープンスペースとか緑地というところでちょっとご質問させていただきたいと思います。非常に大きな経済社会情勢の中で、見直していくということが必要であろうと思いますが、緑地とか公園とかオープンスペースというのは、機能と面積と場所というものが非常に要素として重要かと思います。面積が２つで0.57から0.41に減るわけですけれども、そんなに大した減少ではありませんけれども、大阪市は非常に緑被率が少なくて、公園の面積も少ないというふうに思いますけれども、その地域と、それから大阪市全体の中の緑地と公園の比率というものがどうなのか。この減少が、先ほどちょっとこの図面では、近くに２カ所公園が整備されたということをお聞きしたんですが、よくわからないので、その地域と、それから大阪市全体における公園の配置と緑被率、あるいは緑地の面積が、この変更によっていかなるものになるのかというのがちょっとよくわからないので、教えていただきたいと思います。

それと、この９ページのところで、引込み線のところが赤く塗ってあるんですが、これは既に整備されているのか、この用地を買収されているのかちょっとよくわからないので、これが今どういう整備状況になっているのかという、全体ですね、何か整備されつつあるというふうにおっしゃったんで教えていただきたいと思います。

問題は、この兼平公園というのは、線状ではなくて、ある一定の、四角とは言わないですけれども、ある程度の空間地を持っているので、例えば防災上とか何かのときに、線状で緑地がある場合と、ある拠点としてある場合というのは使える機能が違うと思うので、この辺について、なくすことによってその機能というものがどこかに代替されるというふうに考えていいのかどうかとか、あるいはもう一つは、66年間経過して、本当になるだけ大阪市は緑地をもっと増やす時期にあるんですが、その辺が、今全体としては公園というのは直接生産性がないのでというふうに見られますけれども、非常に重要

な機能を持っておりますので、その辺について、66年間終わった今なぜ廃止なのかという、その辺をちょっと聞かせて……。面積とすれば0.何ヘクタールのことではありますけれども、考え方としていかがかなと。その辺の対応をお聞かせいただきたいと思います。

○説明者（田中）　まず、公園の面積が、少ない面積だけれども若干減るということについての私どもの考えでございますけれども、この兼平公園及び野田公園のエリアにつきましては、周辺の土地利用も含めまして今回変更させていただく中で減少はしておりますが、大阪市全体の中では、やはりこれから、まだ都市計画をしており、まだ未整備なところもございますので、そういうところについて鋭意今後整備を進めてまいりたいというふうに考えておりまして、トータルといたしまして公園の面積を増やす努力を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

それで、２番目の赤色の土地の現状でございますけれども、その前のページの黄色の部分の線状の野田緑地というのは、既に植栽もし、公園的整備は終わっております。それで、それの右の半分の部分ですけれども、この２つのブロックのエリアにつきましては現在更地でございまして、中央市場の建て替えのための用地としてしばらく使われておりましたが、最近これが更地になったわけでございます。ということで、中央市場とも相談しながら、公園の暫定整備みたいなところを今後協議を進めていって、早期に公園的な発現ができるように考えたいというふうに思っております。

それで、また３番目のご質問でございますけれども、兼平公園の計画地は矩形でありまして、線的な野田公園とも役割はちょっと違うのではないかというふうなお話でございます。これにつきましては、野田緑地がこういう線的なリニアな機能を果たすことによりまして、周辺の公園ニーズに、公園に対する機能のアップに少しでも向上できないものかというふうに考えております。周辺の土地利用も徐々に変わってきておりますので、こういう線的な公園の機能も必要なのかなというふうに考えております。

４番目の、66年間長期にわたって公園計画してたというふうなことでございますけれども、大阪市の公園の整備計画を全体としてとらえまして、長期に未着手、整備ができてないというところにつきましては、その土地、その区域のいろんな固有の事情がございますので、これにつきまして、今回は周辺の土地利用が変わったということで変更をさせていただいたわけでございます。その他につきましても、その土地土地の固有な課題を鋭意検討いたしまして、長期の未整備の公園については検討してまいりたいという

ふうに考えております。しかし、全体としては公園の面積を増やすように今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○北村委員　我々、最近合意形成ということを勉強したりすることが多いんですけれども、そこで、合意の形成にあたって、つまり人々が市政に対して、あるいは何に対してでもいいんですけれども、納得いくためには、信頼というのが非常に大事だということが、これ常識でもありますし、そういうことが我々の研究なんかでも明らかになってきておるということです。

それで、都市計画の変更なんですけれども、これ私が非常に気になりますのは、先ほどもございましたけれども、いわゆる都市計画決定に対する市民の信頼にどういう影響を与えるんかなというところで僕は非常にこれ気になりまして、先ほども出ておりますように、都市計画決定というのはその地権者、あるいはその周りの人間に対して非常に大きな犠牲を強いる面もあるわけですね。だから、少数の人間の犠牲によって多くの人間が公共の利を得るという図式というのは、これはどうしようもないのではないかなというふうに思うんですけれども、ともかく都市計画決定されたんやからしようがないというふうに諦めてきた方が大阪中でも日本中でもたくさんおられると。これ、都市計画決定変えますよということになると、たがが外れたようになってしまって、ひいては都市計画決定そのもの、都市計画制度そのものというのも無効になってしまうんじゃないか。そのものに対する信頼性、人々の信頼というのもなくなっていくんやないかというふうに考えまして、非常にこれ気にしてるわけです。

もしこの案件に賛成しようと思いますと、しかしこの場合はとにかくしようがないんだと、それは分かっているけれども、都市計画決定を変更することが利があるのだという説明をぜひともお聞きしたいと思っとったんですけれども、非常に一般的な周辺の土地利用の変化とか、社会経済状況どうのこうのということで、ちょっと私は、絶対都市計画決定というものを曲げてまでやらねばならないことであるというふうに確信するだけの理由をお聞きしたようには思えないんですけれども、言えない理由というのも恐らく常にあるんだろうかなと思うんですけれども、ちょっと今この場での聞いたところでは、なかなかこれを積極的に賛成するというのは難しいように感じております。意見としてお聞きいただけたら結構でございます。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんか。

ご意見、ご質問ないようでございますので、それではお諮りします。

議第83号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長　異議なしということでございますので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第84号、議第85号、議第86号、議第87号議案でございます。これらの案件は相互に関係しておりますので、その内容につきまして、幹事から一括して説明をお願いします。

○幹事（北村）　それでは、議第84号「大阪都市計画市街地再開発事業の変更について」、議第85号「大阪都市計画高度利用地区の変更について」、議第86号「大阪都市計画道路の変更について」及び議第87号「大阪都市計画駐車場の変更について」ご説明申し上げます。

この４案件は、現在事業中でございます「阿倍野地区第二種市街地再開発事業」に関するもので、相互に関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

お手元の議案書及び前のスクリーンをごらんください。

議案書の方は23ページから24ページに「説明図１」ということでお示しをいたしておりますけれども、この図面にございますように、阿倍野地区は大阪の南の玄関口、天王寺・阿倍野ターミナルに近接する交通の便に恵まれた地区でございまして、周辺には天王寺公園、百貨店等の大型商業施設、ホテル、商店街などが集積いたしております。

こうした立地条件の中、多くの人々が住まい、働き、遊ぶ、多様な機能を備えたまちづくりをめざして、戦前からの木造住宅が密集する地区約28ヘクタールを対象に、大阪市が施行者となって第二種市街地再開発事業を進めており、既に23棟の建築物が完成をいたしております。

今回の変更の内容といたしましては、大きく３点ございます。１点目といたしましては、建築物の整備に係る変更を行うものでございまして、２点目といたしましては、公共地下通路を新たに追加するもの、３点目といたしましては、自転車駐車場を新たに追加するものでございます。

まず、１点目の建築物の整備に係る変更内容をご説明申し上げます。

議案書の25ページの方で「説明図２」としてお示しをいたしておりますように、この図面の中で街区の位置を斜線で表示をいたしておりますＡ１地区、Ａ２地区、Ｃ２地区、それぞれ街区ということでＡ１街区、Ａ２街区、Ｃ２街区でございますけれども、

そのそれぞれの建築物の計画内容が一定固まったことを受けまして、都市計画変更を行うものでございます。

具体的な変更の内容は、議案書の計画書にも記載をいたしておりますけれども、７ページから８ページにかけまして、「参考」という形でその変更の内容をお示しさせていただいております。

まず、Ａ１街区でございますけれども、７ページの（２）の①のところにございますように、Ａ１街区につきましては、そこの表にございますような建築面積、延べ面積の変更とともに、主要用途といたしまして、「店舗・事務所」に「住宅・宿泊施設」を追加するものでございます。前のスクリーンの方にＡ１街区のＡ１－２棟と呼んでおる建築物の整備イメージをお示しをさせていただいております。

それから、次にＡ２街区でございますけれども、議案書の７ページの先ほどのＡ１街区の下段、Ａ２街区の②のところでございますけれども、この街区につきましても、建築面積、延べ面積につきましての変更とともに、主要用途につきましては、「店舗・事務所・宿泊施設」であったものを「店舗」に限るという変更を考えておるところでございます。

また、このＡ２街区につきましては、市街地再開発事業の変更にあわせまして、高度利用地区「阿倍野東２地区」の制限内容についても一部変更をしようとするものでございます。

議案書の27ページをご覧いただきたいと存じます。

「阿倍野東２地区」の位置は、この議案書の27ページのところで黄色で示した区域でございまして、Ａ２街区を含む区域でございます。この区域に関する具体的な変更の内容は、「建築物の建ぺい率の最高限度」、この表の中で最高限度10分の７と書いておりますけれども、今まで10分の６であったものを10分の７に変更しますとともに、「壁面の位置の制限」のうち、地区の東側の都市計画道路長柄堺線沿道の部分につきましては、今まで３メートルであったものを４メートルに、道路からの後退距離は３メートルから４メートルに、また地区北側の都市計画道路金塚東４号線沿道につきましては４メートルから２メートルに、地区西側の都市計画道路金塚東５号線沿道の部分については２メートルから 2.5メートルに変更をするものでございます。このＡ２街区につきましては、前のスクリーンにお示しいたしておりますように、Ａ２街区のＡ２棟と呼んでおる建築物がこういうイメージで完成を考えておるところでございます。

それから、恐れ入りますが議案書の方、先ほどの８ページの「参考」の方にお戻りをいただきたいんですけれども、もう一つの街区でございますＣ２街区でございます。このＣ２街区につきましては、延べ面積についてはこの表のとおり変更を考えておりまして、主要な用途につきましても、「店舗・作業所・事務所」に「福祉施設・住宅」を追加するものでございます。このＣ２街区のＣ２－３棟と呼んでおる建築物の整備イメージ、今スクリーンの方でお示しをいたしておりますけれども、こういった整備イメージになるものと考えております。

それから、同じく議案書８ページの（４）のところでございますけれども、再開発事業の実施地区全体の住宅建設の目標戸数につきましても、その表のとおり、約 2,820戸であったものを約 3,100戸へと変更を行おうとするものでございます。

なお、今回の変更にかかわります建築物につきましては、民間事業者の能力の積極的活用を図り、事業の円滑化を図る趣旨から、民間事業者に建築物の設計・施工を行わすことができる「特定建築者制度」の導入を前提といたしまして、その前段として事業の確実な遂行が可能となるよう、事業協力者を公募、決定をいたしたところでございます。

以上が建築物の整備に係る変更内容でございます。

次に、２点目の公共地下通路に係る内容をご説明申し上げます。

議案書の29ページに「説明図４」ということでお示しをいたしておりますけれども、この図面の凡例のところにございます、オレンジ色と申しますか、その部分が公共地下通路の部分でございますけれども、この案件につきましては、阿倍野地区の歩行者交通を円滑に処理をし、より安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、阿倍野地区と周辺市街地や鉄道駅との連携を強化し、当該地区全体の活性化に資するよう、８・６・25号阿倍野南北線の追加を行おうとするものでございます。

この路線は、阿倍野地区の東部に位置します都市計画道路長柄堺線の地下空間を利用し、起点、終点ともに阿倍野筋一丁目地内とします延長約 100メートル、幅員８メートル、構造は地下式の歩行者専用道路でございます。

次に、３点目の自転車駐車場に係る内容をご説明申し上げます。

同じく29ページの図面の方で、青色で表記しております２カ所の自転車駐車場でございます。この案件は、天王寺・阿倍野ターミナル及び地下鉄阿倍野駅周辺につきまして、自転車の放置状況及び将来の自転車利用状況を検討いたしました結果、大阪都市計画駐車場に第41号天王寺・あべの橋駅自転車駐車場及び第42号阿倍野駅第４自転車駐車

場の追加を行おうとするものでございます。

第41号天王寺・あべの橋駅自転車駐車場は、先ほどご説明いたしました阿倍野南北線に隣接をいたします位置に、面積約 690平方メートル、収容台数約 500台、構造は地下１層式の自転車駐車場を設置しようとするものでございます。

第42号阿倍野駅第４自転車駐車場につきましても、都市計画道路長柄堺線の地下空間を利用して、阿倍野地区の南東部の位置に、面積約 660平方メートル、収容台数約 500台、構造は地下１層式の自転車駐車場を設置しようとするものでございます。

なお、これらの都市施設につきましては、「公共施設の配置及び規模」に係る変更といたしまして、市街地再開発事業に係る計画書にも記載をさせていただいております。

都市計画の変更の内容については以上でございますけれども、本案件につきましては、この７月29日から８月12日までの２週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書が１通提出されておりますので、その要旨と、それに対する本市の見解を述べさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております「議第84号」から「議第87号」までに関します「意見書の要旨」をご覧ください。

意見書は、Ａ２街区に建設予定の建築物、これをＡ２棟と呼んでおりますけれども、このＡ２棟とその南のＢ１街区に完成をいたしております「あべのベルタ」を結ぶ地下連絡通路、今、前のスクリーンの方に図面でお示しをしておりますが、ちょうどあの位置に地下通路が必要であるという趣旨のご意見でございます。

この意見書にございます地下通路につきまして、それに関連をしますＡ２棟から「あべのベルタ」にかけての南北方向の将来の歩行者の交通は、拡幅を予定されております都市計画道路長柄堺線の歩道により、現時点では十分円滑に処理が可能であるというふうに考えております。意見書にございます地下通路につきましては、それぞれのビルにおけます合意形成、費用の捻出などの両ビル間での調整、さらに公共性といった課題がございますけれども、その状況も見つつ、必要に応じてまちの活性化やにぎわいの創出といった観点を加えながら、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長　それでは、ただいま幹事より説明がありました議案につきまして、ご意見、ご質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

○稲森委員　私も日本共産党の議員の委員ということで質問したいと思います。

まず、具体的な問題の前に、先ほどの議論もあったんですけれども、基本的な問題についてお聞きしたいと思います。

私も都市計画法あるいは都市再開発法を読ませていただきまして、この都市計画法の目的、２条の都市計画の基本理念ですね、あるいは都市再開発法の第１条の目的、それぞれ、まちづくりの方向、規制しながら誘導していくと。最終的には、めざすべきまちづくりを実現して公共の福祉に寄与すると、これがその精神だと思うんですね。

そういう理念から見まして、今回の議案あるんですけれども、気づきますのは、例えば今提案されました84号から87号、これはご承知のように阿倍野再開発、非常にバブル時代に計画されて、なかなか財政的にも計画通りいかないということで、軽微なプランの変更などがあったわけですね。その結果、結果としては事業者の需要にあわせて計画を後追い的に変更するというケースが見られるわけですね。逆に、先ほどの83号のように、計画決定されてから50年、60年、時間が経過し、周りの土地利用のニーズ、あるいは周辺の状況が大きく変化して、なおかつそういう中から、地権者からの変更の要望があってもかたくなに当初計画に固執し、クレームが寄せられると。今回、先ほど委員の方もあった、突然計画変更すると。しかし、なぜ決定的な変更するのか説明もないという、そういう２つの側面、ぶれがあるように私は感じるわけです。

これは今回だけじゃなしに、先ほど石川委員も申し上げてましたように、私は平野区におるんですけれども、都市計画道路昭和38年に決定されて、今まで40年間ぐらい全く着手されなくて、住宅建ってるところに高架の道路ができるというのが突然また復活するという、こういうことで問題があるんですけれども、そういった場合、大阪市の都市計画の基本スタンスとして、当初都市計画決定した計画と、それ以降の土地利用ニーズとか市民の要望とかさまざまな条件が変化した、そういう場合に変更していくという、そこらのスタンスですね。そういうことについてどういう基本的なスタンスで今後臨まれるのか、その点まずお聞きしたいと思うんです。

○幹事（川田）　今ご指摘がありました都市計画については、都市内の限られた土地の資源、これを有効に配分して建築敷地でありますとかインフラの用地、あるいは緑地等を適正に配置していって、健康で文化的な都市生活、あるいは機能的な生活、都市活動をバックアップしていこうと、こういった観点で取り組んでいくべき性格のものでございます。

そういった観点から、都市計画の道路であるとか都市施設の整備、あるいは今回の市

街地再開発事業等、それらについては相当な長期間を要していくといったことで、やはり都市計画については一定長期的な都市像のあり方を前提にしながら、継続した取り組み、あるいは安定した取り扱いというのが要求されると考えております。

ただ、都市というものも、本来固定的なものでございませんでして、社会経済変化する状況の中で、都市というものも変容していくと、そういったことでめざすべき都市像というのが、その時代、時代に応じて少し変わっていくと。ただ、そのめざすべき都市像を実現していくということに関しては、首尾一貫して都市計画の理念をもとにしながら、不断に変更も含めて新たな都市計画をしていくといったことが必要だと思っております。

ですから、全く一度決めた都市計画をずっと固執するというわけではございませんでして、そういった状況に応じて、不断の変更の努力もしながら、柔軟な対応というのも片方で求められると考えております。

○稲森委員　私も、今回都市計画決定が変更されて、公園が変更される、これはある意味では手法的にはそういうことが可能であるというのか、画期的なことだと思うんです。逆に言えば、それが便宜的に使われる余地もありますので、そういう点は原則的に物差しというか、都市像、ちょっと抽象的ではありますので。しかし、現実の問題を見てということをおっしゃってますので、これはいいということと思います。

そこで、やっぱり計画法の理念からいえば、めざすべきはマクロの軸足というんですか、それはあくまでも守ると。状況に応じたミクロ的な変更は柔軟に対応するということが必要だと思うんですね。そうでないと、今大阪市、これだけじゃなしにさまざまな都市景観の問題も今後議論されてまいりますので、ぜひそういった市民ニーズにあった、なおかつ原則的な対応、難しいと思うんですけど、やはりそういうのあると思います。

それで、具体的に84号から87号についてお聞きしたいんですけれども、先ほど申しましたように、議会でもこの阿倍野再開発については本当にいろんな議論がありまして、Ａ２地区も最近ではサイモンプロパティという外国系のああいう商業施設が入るということで、それにあわせたような計画とか、いろいろその都度、先ほど言いましたように事業者のニーズにあわせたような計画がいろいろ変更が行われてきたんですけれども、今回は商業施設あるいは住宅、福祉施設組み込みがという、そういう変更がなされております。

私たちは、基本的にはこれ以上あの事業によって大阪市に財政負担を与えないという

こと、それと地元の要望を聞き入れた再開発ということで要望させていただいておりますので、そういった面では一定の配慮がなされていると思うんですが、問題は、例えばこの商業施設組み入れされているんですけれども、もう既に商業施設ありますし、周辺では近鉄もありますしミオもありますね。そういう面で、周辺の小売店とか商業施設の競合とか、そういった面でのマーケットリサーチ、そういうのをなさって総合的にあの部分がより発展するという判断、そういうことをなされているのか、ちょっとその点だけお聞きしたいと思います。

○説明者（別所）　阿倍野再開発事務所事業課長の別所でございます。

商業のリサーチといいますか地元の商店等の要請といいますか、そういったリサーチにつきましては、事業協力者として東急不動産が選ばれておりまして、事業協力者といたしまして詳細なリサーチもしておりまして、全般的な話として、今梅田とか難波とか新しい施設もどんどんできてきておりまして、阿倍野の地盤沈下というようなことも言われております。事業協力者、東急不動産、大阪市一緒になりまして、その辺のリサーチもしながら、阿倍野全体の底上げになるような施設を作りたいというふうに今考えておりまして、常盤側のまちづくりの話もございますし、その辺と一体となって、阿倍野・天王寺の底上げといいますか、既存の商店の皆さんも含めて、みんなが繁栄するようなまちづくりを進めていきたいと思っております。

それで、12月に管理処分といいまして、新しいビルの権利者の配置を決める処分がございまして、その後正式に特定建築者の公募というのがございます。今事業協力者の東急不動産が特定建築者の公募にも手を挙げるということになっておりますが、正式に決まりました特定建築者と一緒にさらに調査もしながら、詳細な計画につきましてはこれから地元の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。

○稲森委員　ご説明がありましたように、先ほど説明がありました特定建築者制度ですか、これはフリーハンドで施工者がある程度計画を立てられると。そうなりますと、この都市計画、大阪市がめざしている部分との間での意見の相違というか、やはり事業者も自分ところの会社がもうけるということが第一義ですので、そういう面でも全体との調和ということについては、ぜひ主導性というか、発揮していただきたいと思います。

それと、最後に意見書で、先ほどベルタとＡ２地域の通路、これについては必要性とあり方について今後検討していくということでお答えあったんですが、この意見書の中では当初案として、当初区間として大阪市からＡ２とＢ１について、通路ができますよ

ということで提案されていたということをちょっと私お聞きしたんですよ。これが今回抜けてるということで、ちょっと今の、ゼロからの出発じゃなしに、当初大阪市としてそういう作るというようなことを口頭なり地元説明としてなされていたのかどうかということ、その点だけちょっと事実確認としてお聞きしたいと思います。

○説明者（栗本）　建設局阿倍野再開発事務所事業計画担当課長をしております栗本でございます。

今委員のご質問でございますけれども、阿倍野再開発事務所におきましては、あべのベルタにつきましては、ご承知のとおり昭和61年当初、秋でございますけれども、約20年前に工事完了公告をいたしまして、分譲をさせていただいたところでございますけれども、当時の分譲パンフレット、分譲契約書につきましても、地下通路についての記載はございません。そういった観点から、我々としましては、そういう説明はしていないと聞いておるところでございます。

また、計画云々の話でございますけれども、私ども阿倍野再開発の全体構想では、当初において、例えば歩行者と車の動線分離による交通安全対策の観点、あるいはビル利用者の利便性なども勘案しまして、上空あるいは地下レベルでそういった検討がなされていたということは聞いておりますけれども、具体の計画にはなっておりません。

どうぞよろしくお願いします。

○稲森委員　わかりました。地元でやっぱりそういう期待感があるということですね。それと、このＢ１のベルタというのは単なる個人の住宅だけじゃなしに、さまざまな興行施設も組み込まれてますので、そういった動線という面から見ても必要じゃないかと思います。ぜひこの必要性について、あり方について検討していただく場合、地元の皆様方の意向を尊重していただきたいということをお願い申し上げまして終わります。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんか。

それでは、お諮りします。議第84号、議第85号、議第86号、議第87号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長　ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第88号議案につきまして、幹事から説明願います。

○幹事（北村）　それでは、議第88号「大阪都市計画地区計画の決定について」ご説明を申し上げます。

表紙に議第88号と記載いたしております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

今回定めようとするのは、「島屋四丁目地区地区計画」でございます。議案書の７ページの「位置図」、同じく議案書の９ページの「説明図」をご覧ください。ここに詳細な位置をお示しをいたしてますように、当地区は、此花区内の在来臨海部にございまして、「此花西部臨海地区地区計画」の区域に隣接したＪＲゆめ咲線安治川口駅の西側に位置する交通至便な地区にある、面積約 3.9ヘクタールの土地の区域でございます。

当地区におきましては、大阪市と大阪市土地開発公社が、研究開発型中小企業工場の集積を推し進めております工場団地「テクノパーク島屋」があり、現在ベンチャー企業等を支援する「島屋ビジネスインキュベータ」と中小企業工場等が立地いたしております。

今回は、近年、当地区周辺の道路整備やＪＲゆめ咲線の電車の増発等交通アクセスの条件が向上したことを踏まえ、これまで推し進めてまいりました研究開発型中小企業の集積を生かしながら、良好な環境を確保しつつ、さらに生産機能等の向上を促進し、ものづくり拠点地域としての強化を図るため、地区計画を決定しようとするものでございます。

それでは、議案書の３～４ページの「計画書」及び前のスクリーンをご覧ください。

まず、「地区計画の目標」でございますが、都市型産業のさらなる集積と良好な市街地環境の創出を図るため、建物の更新等にあわせて土地の高度利用を図り、周辺の市街地環境と調和のとれた建築物等の誘導を図ろうとするものでございます。

目標の実現に向けて定めます「土地利用の方針」につきましては、都市型小規模工場等の高度な集積を図るために、オープンスペースを適切に配置し、周辺の市街地環境と調和のとれた良好な都市空間を形成することといたしております。

「地区施設の整備方針」につきましては、議案書９ページの「説明図」に記載いたしておりますように、地域の憩いの場と良好な都市空間の形成を図り、安全な歩行者空間を整備するため、緑地と、地区南側の歩道に沿った歩道状空地及びこれらを結ぶ歩道状空地を「地区施設」として確保することといたしております。

「建築物等の整備方針」につきましては、具体的には議案書４ページの「地区整備計画」の中で定めております。

まず、「建築物の用途の制限」でございますが、防災上の観点から、「危険物の貯蔵又は処理に供する建築物」については、準工業地域並みの制限をいたしております。また、

「容積率の最高限度」及び「容積率の最低限度」につきましては、土地の高度利用を図るために、各々 300%、 150%とするものでございます。「建ぺい率の最高限度」を60%とし、敷地の細分化を防ぎ良好な市街地環境の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を 300平方メートル、「建築物の建築面積の最低限度」を 150平方メートルとするものでございます。「壁面の位置の制限」につきましては、周辺の市街地環境に配慮し、適正に建築物を配置させるとともに、良好な都市景観を創出するために、議案書９ページの「説明図」にございますように、原則として５メートル以上後退することと定めております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長　ただいま幹事から説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

○志水委員　宝塚造形芸術大学の志水でございます。

島屋のインキュベータのある場所だと思うんですが、あまり以前から研究開発型中小企業の集積を図るというふうに言いながら、ほとんど集積が進んでいない。今回の計画案で、建物の敷地面積とか建築面積の最低限度を決めるというふうなことだけで、ここの集積化が図れるものではないだろうというふうに思うんですね。もちろん、これは都市計画審議会の範囲外になるかもわかりませんが、一体その見通しをどんなふうに考えておられるかを教えていただきたいというのが１点目。

それから２点目は、障害者や高齢者等の利便性、安全性に十分配慮した人にやさしいまちづくり、これはここだけでなくて多分大阪市内全体がこうでなくてはならないんですが、とくにここで人にやさしいまちづくりというふうなことがこの地区で出てきたということの具体性、それから、どんなふうに人にやさしいまちづくりというふうなものがなされるのかという具体案がありましたら教えていただきたいと思います。

２点、教えていただきたい。

○説明者（西浦）　経済局産業振興部工業振興担当課長の西浦でございます。よろしくお願い申し上げます。

テクノパーク島屋と呼んでおります、大阪市が平成２年から３年に分譲しました工業団地の状況でございますが、30区画分譲いたしまして、今現在の状況で申しますと25区画までそういう研究開発型の企業が立地してございます。ただ、その時点で５区画がどうしてもその時点で売れず、売れないままに土地の価格がその後急激に減少を続けたと

いうことがございまして、まだ分譲に至らないまま５区画を抱えてきておるというのも事実でございます。

しかし、もう既に25企業がそこで立地をし、10数年にわたり営業を続けてきている、発展をしている企業もございます。とくに研究開発型企業というのは、都市の諸機能を生かしながら、より高付加価値なものづくりをめざす企業群でございますので、そういう企業を集めました工業団地、我々としてもそういう特色を失わずにこれからも育成、発展をさせていきたいと考えております。

ということで、残りの５区画、こういう新たな都計審でまちづくりをするということも契機にしながら、残りの５区画の分譲も含めまして、今後検討して参りたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○幹事（川田）　２点目の人にやさしいまちづくりの件ですが、我々が定めております地区計画の建築物の整備方針には、やはり大阪市の人にやさしいまちづくり条例の観点から、こういう項目常に掲げさせていただいております。今回、とくに何かあるかということになりますと、とくにはございません。今回のエリアで関連いたしますとすれば、歩道の段差解消でありますとか、今回地区施設として歩道状空地等を作っておりますので、道路の歩道とあわせてより幅の広い歩行空間を形成していくと、そういったことが少しこれに関連する事項かと思います。

○志水委員　そうだろうと思ってたんですね。大阪市のうたい文句としてあるから、だから今回もここへ入れておくというようなことではなくて、これやはり研究開発型中小企業の集積を図るというふうなことと関連して、何らかの障害者、高齢者の云々というふうなところの具体的なことが出てこないと、こんなふうに書く意味は多分ないだろうというふうに思うんですね。そういう意味では、お書きになって計画出されるについては、こんなふうにしますよ、例えばでいいんですよ、こんなふうにしますよというふうなことをぜひともこれからは具体的に言っていただく。それが実現されるかどうかというのはなかなかいろいろあるんですが、案を出していただくというようなことを大事にしていただきたいなというふうに思ってます。

以上です。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○盛岡委員　志水先生もお話なさったことと関連いたしますけれども、緑地と、それから歩道状空地２号、幅員４メートルということで計画なさっておられます。今、画面でち

ょっと見せなさったものを見ますと、そこには現況として立体駐車場というのがある。しかも緑地に通じる、今おっしゃっておられる空地２号というところは現況は駐車場になってるような図が出ておりましたが、これはそのように理解してよろしいんでしょうか。あるいは、もしそうであれば、その部分は除却をするということなのでしょうか。逆に、非分譲地というのがこの一番下の角にございますから、あえて現況建物があるところを歩道にするというのは、何か特別のお考えがあるのかどうか、ちょっとご説明ください。

○幹事（川田）　この図面で、先程ちょっと写真で映っておりました立体駐車場というのが右の端でございまして、歩道状空地、いわゆる歩道から緑地に至るところに関しては、今島屋ビジネスインキュベータという建物がございます。今回、地区施設として点々表示であらわしておりますが、位置としましてはモスグリーンで塗っております非分譲地というのがございまして、それとビジネスインキュベータの間を活用しながら、公園への正面の道路からのアクセスを確保していきたいと。今現在ビジネスインキュベータの奥に空地があるわけですが、そのアクセスとしましては、この写真でいいますと右の上の方から一度外側を迂回して入るような経路しかございませんので、この地区全体の皆さん方の緑地としての活用を考えまして、道路から直接空地の方、緑地の方へアクセスできる地区施設を配置するというふうにして計画しております。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、お諮りします。議第88号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長　ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第89号議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（北村）　それでは、議第89号「大阪都市計画地区計画の変更について」ご説明申し上げます。

表紙に議第89号と書いております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

今回変更を行おうとしますのは、「舞洲地区地区計画」でございます。議案書の９ページの「位置図」及び11～12ページの「説明図１」に詳細な位置をお示しをいたしておりますように、当区は、此花区の北港に位置し、国際交易や先端技術開発機能の集積を図るとともに、多様化するスポーツ・レクリエーション需要にも対応したまちづくりを行

う、面積約 141.3ヘクタールの土地の区域でございます。

当地区におきましては、これまで埋め立て事業の進捗にあわせまして、平成10年に「舞洲地区地区計画」を都市計画決定し、ウォーターフロントの持つ特質を生かした計画的な市街地整備を進めて参ったところでございます。

現在の開発の進捗状況でございますけれども、スクリーンにお示しいたしておりますように、平成10年に決定をいたしました地区計画のＢ地区には、物流倉庫やごみの焼却場、スラッジセンター等の処理施設、Ｅ地区には野球場や運動広場、舞洲アリーナ等のスポーツ施設が立地を致しております。

今回は、舞洲の立地特性、既存施設の集積状況及び土地需要動向等を勘案し、物流機能等の強化等の都市の再生・発展に寄与するような土地利用を図るために、地区計画の変更を行うものでございます。

それでは、今回の変更の主な点につきましてご説明を申し上げます。議案書の３ページの計画書及び前のスクリーンをご覧ください。

まず、「地区計画の目標」でございますけれども、これまで導入して参りました国際交易、先端技術開発、情報通信等の機能に加えまして、物流・環境分野等の都市の再生に資する機能等についても集積を図り、健全で良好な市街地環境の創出を図ることといたしております。

目標の実現に向けて定めます「土地利用の方針」につきましては、地区東側区域においては、都市の再生に資する物流機能等の集積をめざす地区として整備を図ることといたしております。

「地区施設の整備方針」につきましては、具体的に議案書の13～14ページの「説明図２」に記載をいたしておりますように、地区内の土地利用の増進と良好な都市空間の形成を図るため、新たな区画道路の整備を行いますとともに、中央広場の位置を現在の位置から北西に移設し、規模を約 3,500平方メートルから約 5,000平方メートルに拡大をいたします。

「建築物等の整備」につきましては、具体的には議案書の５ページの「地区整備計画」の中で定めております。

これまでＤ地区として定めておりました区域のうち、港湾計画で都市機能用地に変更された区域をＤ－２地区として、残りの部分をＤ－１地区として新たに区分をいたしております。また、Ｄ－２地区におきましては、「建築物の用途の制限」で、従来禁止され

ておりました倉庫業を営む倉庫の建築を認めるとともに、「建築物の建ぺい率の最高限度」を、建築物の敷地の有効利用を図るため10分の６とし、街区の角敷地については、さらに10分の１を加えた数値を適用できることといたしております。また、敷地の細分化を防止するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を 2,000平方メートルとするものでございます。「壁面の位置の制限」につきましては、市街地環境に配慮した建築物の配置を行うため、議案書の13～14ページの「説明図２」にございますように、新たに位置づけられた区画道路12号及び13号に沿って５メートル以上後退することと定めております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長　ただいま幹事から説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問を承ります。いかがでしょうか。

○稲森委員　稲森でございます。

まず第１に、一つはこの土地ですが、私も埋め立てのときから見てるわけですけれども、ごみを埋め立てて土地を作ってるわけです。その場合、今度事業者、土地を購入して、確か倉庫業ですか、そういうのが入ってくるとお聞きしてるんですが、その前も佐川急便が入ってくるというような話もあったんですが、これは変わったと思うんですが、その倉庫業がどういう建物を建てるのかわからないんですけれども、現在は公園的な意味で大きな建造物が建ってないわけですけれども、例えば地盤の問題とか、あるいはその下の地質の問題、あるいは掘削した場合いろんな問題はないのかと。それと将来、倉庫業ですけれども、それがまた業種変更して違った建造物が建つような場合、構造的にこの土地は問題ないんでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

○説明者（藪内）　港湾局の臨海地域活性化室の開発調整担当をしております藪内でございます。

今回の変更に係りますＤ－１地区、Ｄ－２地区のことを申されていると思うんですけれども、舞洲は全体 225ヘクタールございますけれども、ごみ等で埋め立てしましたのは、この図面でいくと、今ちょっと赤い線が入ってますけれども、このラインから北側の部分が焼却残渣であるとかごみの処分場として埋め立てた部分です。それから、今線があった部分から南の部分、その部分につきましては、しゅんせつ土砂、それから建設残土等で埋め立てた部分がございます。しゅんせつ土砂とか建設残土で埋め立てた部分につきましては、沖積層の地盤改良等も実施してございますので、ほぼ沈下は完了して

ございまして、あと洪積層と言われている固い粘土がありますけれども、そこが沈下していくという状態になります。

土地利用として、Ｄ－２地区、そういう物流機能も必要ということで入れておりますけれども、環境に配慮したスポーツ・レクリエーションの機能もありますし、そういった面でいうと、廃棄物で埋めたところは少し土地利用としては制約される部分がございますので、そういうスポーツ的な利用を今現在しております。

それから、Ｄ－２地区と書いている部分につきましては、ほぼ沈下もおさまってまいっておりますので、さまざまな土地利用には対応できるということでございまして、建築物をつくられる場合に、第二天満層といいますけれども、下の支持層まで杭を打ちますので、基本的にそこまで杭打ちますと、建物は杭の上に乗ってる形になりますので、建物に影響はないということで、地盤が沈下しても、建物側ですりつけ等が計画されて、支障ないような建築をされる場合が通常でございます。ですので、土地利用として特に支障になるとは思ってございません。

以上です。

○稲森委員　関連しまして、これ図面見せていただきましたならば、現在もそうですけど、人工の磯とか、そういうウォーターフロントを利用した自然を生かすという、そういう土地利用ですね、そういう形で島自体がつくられてきてると思うんですけれども、先ほども図面でありましたように、Ｄ－２地区ですか、お聞きしますとそのＤ－２地区、今現在あるだけじゃなしに、その上のとんがり帽子みたいな形で海岸のところまで売却されると。そうしますと、現在は非常に展望のいい、眼下に海が見えるという、そういうところを半分切り取って遮断するというようなことになるわけですよ。そうしますと、入ってくる道が左側から、東から入ってきますので、進入区分が倉庫とか物流が集積されると。そうすると、本当にこの自然の雄姿を見ようじゃないかという、そういう市民にとって集客的なイメージが壊れるというか、そういうことでそこらの土地利用計画、島全体の性格をゆがめることにはならないかなと私は思うんですけれども、そういう点は検討なさったんでしょうか。

○説明者（藪内）　開発調整担当課長の藪内でございます。

今のご指摘、計画図で見ていただきますと、舞洲緑道という緑道がございまして、そういったものは一体的に整備できておりますので、そこの部分を売却するとか、そういったことは計画の区域内には入ってございません。緑道の部分は赤い線から北側のとこ

ろになるんですけれども、その計画外ということで、既に人工磯等できてますので、そういった部分も含めて売却するということではございませんし、また先ほど申しましたように、１区といいまして、廃棄物で埋めたところについては、もともと今セレッソ大阪の練習場であるとか、緑地的な使い方が多うございますので、土地利用としても低利用になりますので、今現に整備されているような緑道であるとかとは整合のとれた形になるものと考えております。

現在、Ｄ－２地区については物流系の企業さんに売却ということでやっておるんですけれども、あとの部分についてはかなりＤ－１地区等と整合のとれたような、スポーツアイランドということで島の半分ぐらいはスポーツ・レクリエーション機能を持たせるという考え方してございますので、それに整合とれたような土地利用を図っていきたい、そのように考えております。

○稲森委員　最後にもう１件申し上げたいと思うんですけど、この舞洲につきましては、もともとオリンピック招致という、これを前提として計画されてきたんですね。かなり莫大な資金を投入すると。そして、オリンピック招致の不確実性というのがありまして、私たちはちょっとリスキーじゃないかということで反対した経過もあるんですけれども、結果として、現在今見ますと、案の定土地の需要がなくなってきてると。港営会計も土地を売らなければパンクしそうだということで、佐川さんであろうが何であろうがお客さんならば何でもいいという、そういうのも私は実情だと思うんですね。逼迫しておりますのでね。

そういったことで、当初申し上げましたように、事業者の意向のニーズに応えて有利な計画変更という、これはそのものだと思うんですね。それと同時に、問題なのは、そういった事実を素直に目標に書かれたらいいんですけれども、そういう総括なしに新たな特性化したという、そういう目標を書かれてますので、そういった意味でちょっと誠意がないなと、反省することなしに、美辞麗句というか、まくら言葉でもって提案されてるので、この案については、私は賛同しかねるということを申し上げまして、意見とさせていただきます。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問。

○盛岡委員　盛岡でございますが、港湾機能の充実を図りながら環境的な意味でのサービスを高めるということは非常に重要だと思っております。そういう面で、Ｄ－２地区の性格として、この場合は、港湾の機能からむしろ都市側の機能に変えた上で、なおかつ

倉庫としての建築を認めると。ですから、Ｄ－２地区の性格は、港湾的な機能というのを一部物流的には持つんだと、こういうふうに理解していいのかなと思ってるんですが、それはそれとして解釈した際に、今回の地区計画は、Ｄ－１地区及びＣ地区については、それほど言及をしていない。とりわけ全体的に見ますと、舞洲の緑地という部分については、先ほどの緑道含めて整備がなされたわけでありますが、Ｃ地区の緑地と称する部分の切り分けというのは非常に機械的な切り分けになっておりまして、現状の地形等から見ますと、この取り合いはなかなか微妙な線引きだなと思っております。

それで、もっとややこしいのは、Ｄ－１地区の性格を今後全体としてどうするんだという方針がちょっと伺えない。先ほどのご説明の中では、焼却残渣で埋めた部分は建築物は建てませんということだったんですが、それに対してセレッソ等の練習に使われているというＤ－２地区の西側の部分のＤ－１地区ですね。このあたりの将来イメージが、環境と共生する港湾という立場から見た場合に、どのように考えておられて、なおかつそれを都市計画審議会として地区計画として決定するかということがちょっと明確でないような気がするんです。もしよければ、その部分も含めてご説明いただけますでしょうか。

○説明者（藪内）　お答えします。港湾局の藪内でございます。

ただいまお尋ねのところは、Ｄ－１地区とかＣ地区を今後どういう形で土地利用を進めていくのかと。特に緑地の形とかいうことでございます。とくにＣ地区の緑地のところは、既に新夕陽ケ丘ということで、一定の山地の形になってまして、整備を進めておるところがございます。

特にご指摘の点は、スポーツアイランド基本計画というのをこの舞洲につきましては策定してございまして、そういったものをどういうふうに現状にあわせて見直していくかというところの観点かと思います。私ども、いろいろ検討重ねておるんですけれども、スポーツ・レクリエーション、それから教育とか、そういったものの需要を見ながら土地利用を定めていきたいというふうに考えてまして、公共で整備するような施設というのはほぼやり切ったといいますか、つくり終わってるんですけれども、民間の事業者に進出していただきたいということで、スポーツ施設を、こういうスポーツ施設がいいなということで考えておったんですが、なかなか進出が得られないということで、今需要に見合って、民間のスポーツ関係とかそういったところが進出していただきやすいような環境、土地の使用の条件であるとか、そういったものを整えながら誘致を図っ

て、市民の方のレクリエーションに資するような施設で出ていただけるようなところがある程度見えて参りましたら、そういった考え方で、一定Ｄ－１地区なりの土地利用をもう一回見つめ直していくというか、そういったことが必要かなと思います。

市会の先生方からも、市民のための広場であるとか、いろいろそういうレクリエーションに対する要望が上がっておりますので、そういったものに活用していけるようなこと、今後練っていきたいと、そういうふうに思っております。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問ございませんようですので、それでは、議第89号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○村橋会長　議第89号議案につきましてご異議がございますようですので、採決といたします。

議第89号議案を原案どおり可決することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○村橋会長　挙手多数でございますので、本案は原案どおり可決いたしました。

これをもちまして本日の議案の審議は終了いたしました。決議いただきました案件につきましては、直ちに必要な手続をいたさせます。

それでは、長時間にわたりましたが、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会　午後３時０６分

大阪市都市計画審議会委員　　岡　村　　隆　㊞

大阪市都市計画審議会委員　　高　橋　諄　司　㊞